

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める 意見書

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調しました。次回2015年NPT再検討会議を前に、今、世界の全ての国の政府と市民社会には、この目標を現実に変えるために協力し、行動することが求められています。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋はなお見えていません。米ロの合意を含め、一定の核兵器が削減されたとはいえ、世界には今なお1万7千発余の核兵器が配備、貯蔵され他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いています。意図的であれ偶発的なものであれ核兵器が使われる危険は現実に存在しています。

この状況を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はありません。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任があります。

今核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器禁止条約の交渉開始できる条件が生まれてきます。この決断と行動を遅らせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになります。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっているなかで、国際紛争の解決手段としての武力と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でもきわめて重要です。

これらのことから、2015年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その実現のための行動を提起するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月17日

名取市議会議長 山田 龍太郎

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

外務大臣 殿